

## 第3部 地震災害応急対策計画

### 第1章 災害時応急活動事前対策

大規模な地震災害等が発生したとき、発災直後の応急活動対策を適切に実施することが、二次災害などによる被害の拡大を軽減、防止するための鍵といえます。国、県、市町村、その他の防災関係機関は、災害発生の兆候が把握できたときあるいは地震災害が発生したときを想定した災害応急対策を構築し、各種訓練を実施するなどの備えをしてきました。しかしながら、こうした体制を現実の場面で有効に機能させるためには、より一層の事前準備と、具体的で、実践的な行動マニュアルの策定、多様な場面を想定した訓練、さらには、広域応援体制の充実を図る必要があります。

また、応急活動の実施に当たっては、住民に最も身近な基礎的な自治体として市町村の役割が重要になります。そこで、町は、事前準備や広域的処理の必要な緊急輸送路の確保、広域的支援体制の運用等を国及び県の支援を受けて実施します。

#### 第1節 災害時情報の収集・提供体制の拡充

大規模地震等の災害発生時に、その被害を最小限にとどめ、迅速・的確な災害応急対策活動を行うためには、被害状況を素早くかつ正確に収集、伝達することが重要です。そこで、町及び公共機関等は、被災者を支援するため、災害発生前後の時間経過（警戒期、発災期、避難救援期、応急復旧期、復興期）に応じた情報の収集、提供システムを構築するとともに、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステムや資機材を適切に管理します。さらにこれらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなど、機器操作の習熟に努めます。

罹災証明書の発行、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理するシステムの導入や体制の整備に努めるとともに、支援情報は、要配慮者等にも配慮した提供方法とするよう努めます。

なお、町は、アマチュア無線団体など、防災関係団体と連携して、災害時の情報受伝達に関する協力体制を確保し、情報ルート多重化及びリスクの分散化を図ります。

現在整備されている情報収集・提供体制は、一般加入電話及びFAX、消防無線等のほか次のとおりとなっています。

#### 1 県防災行政通信網FAX

横浜地方気象台発表の情報を県安全防災局を経由して受信

#### 2 県災害情報管理システム

##### (1) 防災基礎情報

##### (2) 被害情報、被害復旧情報

##### (3) 災害状況資料

※ 本システムの運用は、「神奈川県災害情報管理システム運営要綱」により行います。

#### 3 防災行政無線

災害時等における情報の伝達をより充実するため、防災行政無線設備のデジタル化を実施し、難聴地域の解消を図るため屋外拡声子局を72箇所を増設し、戸別受信機も併せて増設しました。

設備のデジタル化に伴い、アンサーバック機能(※)を各地区の主要避難場所等に設置してある屋外拡声子局20箇所へ設置しました。

また、地震、津波等の緊急情報を全国に一斉発信する全国瞬時警報システム(J-ALERT)と防災行政無線システムを連動させるなど、災害情報の伝達体制の充実に努めています。

※ アンサーバック機能：親局と子局間で互いに通信できる機能

#### 4 FM放送

(株)エフエム熱海湯河原(79.6MHz)により平常時においては、町のタウン情報等の放送を実施していますが、緊急時においては、「災害時における緊急情報放送に関する協定」に基づき、役場特設スタジオから住民等に向けて災害情報などの放送を実施することができます。また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)情報を緊急割り込み放送にて伝達するシステムを導入しました。

町は、今後も(株)エフエム熱海湯河原との連携を強化し、災害時における外国人向け放送や要配慮者にも配慮した放送が可能となるよう努めていきます。

## 5 インターネット

現在、町では湯河原町ホームページを活用して、防災関連情報の提供を実施していますが、平常時の防災啓発情報に加え、災害発生時におけるタイムリーな情報の発信体制等を強化していきます。

湯河原町のホームページアドレス

<http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/>

## 6 湯河原町テレホンサービス

町では、防災行政無線で伝達した放送内容を、N T T電話回線を使用したテレホンサービスでも提供しています。

湯河原町テレホンサービス番号

(0465) 63-2020 【防災・観光情報等】

(0465) 60-0010 【火災・地震情報等】

## 7 安否確認システム

町では、消防団員を含めた住民へ携帯電話やモバイル端末を利用して、平時及び災害発生時に家族の安否を確認できるシステムの導入を進めます。  
また、携帯電話を持たない高齢者や子ども等の安否確認ができる仕組みの構築を進めます。

## 8 日本郵便株式会社湯河原郵便局における広報活動の実施

県では、日本郵便株式会社湯河原郵便局との間で、発災時における、広報活動情報収集活動等について、協力を得るための覚書を締結しています。  
町では、日本郵便株式会社湯河原郵便局と、必要に応じた住民への広報活動の実施について協力体制の推進を図ります。

## 9 緊急放送

町は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じ、NHK横浜放送局等に対し放送要請をします。

## 10 公用車による広報活動

広報活動は、原則として公用車を使用しますが、警察署その他の防災関係機関の協力を得て実施します。

### 1.1 アマチュア無線団体

町は、湯河原町アマチュア無線連絡協議会と連携を強化し、情報受伝達に努めるとともに、災害時協定の締結等による体制の強化を推進します。

### 1.2 タクシー無線

町は、「災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定」に基づき、災害情報の収集及び提供を湯河原ハイヤー組合の加盟各社に対し要請します。

### 1.3 漁業用無線

町は、「災害時における漁業用無線通信等の協力に関する協定」に基づき、災害情報の収集及び提供を福浦漁業協同組合に対し要請します。

なお、町は、優先電話の不通時又は携帯電話網又は無線網のエリア外での情報収集・提供に備えるため、衛星電話の整備を検討します。

資料 1-10 湯河原町防災行政無線局管理運用規程

資料 2-3 防災行政無線固定局設置場所一覧表

資料 2-4 防災行政無線移動局一覧表

資料 4-10 災害時における緊急情報放送に関する協定書

資料 4-11 災害時における湯河原町と湯河原郵便局等との協力を  
関する覚書

資料 4-12 災害時におけるタクシー無線通信等の協力に関する協定書

資料 4-14 災害時における漁業用無線通信等の協力に関する協定書

資料 4-15 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）

## 第2節 災害対策本部等組織体制の拡充

### 1 組織体制の拡充

大規模な地震災害や風水害が発生した際に、災害対策本部要員が被災者となることや、災害対策本部そのものが被災することを想定した体制の整備が必要です。

このため、町は、発災時における災害対策本部要員の参集を確保するために、情報伝達体制の充実、参集場所の多元化に努めるとともに、人事配置においても、非常時における参集に留意します。

また、様々な状況を想定した災害対策本部運営訓練、職員の緊急参集訓練、図上訓練等を実施することにより、災害時において非常配備体制が迅速に整うよう努めます。

## 2 町及び防災関係機関の組織体制の充実等

町及び防災関係機関は、国及び県との組織体制の拡充を図るとともに、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できるよう、災害対策本部等防災組織体制の確立及び充実を図ります。また、庁舎等が被災した場合の代替施設の確保に努めます。

## 3 業務継続体制の確保

防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保に努めるとともに、自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄に努めます。また、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備などの非常用通信手段の確保に努めます。

また、大規模停電や計画停電を想定して、災害対策本部及び応急活動の拠点となる役場庁舎に太陽光発電及び蓄電設備を設置しました。

### 資料 1－3 湯河原町災害対策本部条例

#### 第3節 救助・救急、消火活動体制の拡充

##### 1 消防力の強化

- (1) 町消防本部は、救助・救急、消火活動の中核としての機能が発揮できるよう、はしご車、救助工作車、高規格救急車、消防ポンプ車等消防装備の整備、拡充に努めます。
- (2) 町消防本部は、大規模な火災等を想定し、周辺市町村とともに消防力の強化・連携を図ります。
- (3) 町消防本部は、地震等災害時における広域的な火災防ぎょ活動及び住民救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、消防計画の中に震災時における大規模火災等の対応について、事前計画を策定します。
- (4) 町消防本部は、消防職員の能力、資質の一層の向上を図るため、職員を消防学校及び消防大学校での専科・特別教育に参加させるとともに、救急救命士には医療機関等での研修・教育に参加させます。
- (5) 町は、出火、延焼拡大予防のための建築物、建材の不燃化促進、初期消火設備の設置・普及等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備を図ります。

## 2 救援活動用設備等の整備

町消防本部は、通信困難や停電などが生じる災害時にも救急救命士が対応できる救命情報システムを県、医師会など関係機関と共同して構築していますが、更に充実するよう努めます。

県では、災害時の要員や物資の輸送、救助、重傷者の搬送等にヘリコプターなどを活用して、応急対策における機動性を高めることとしております。

資料	1-4	消防職員数
資料	1-5	消防団員数
資料	1-6	消防車両等保有状況
資料	1-7	県内消防機関連絡先一覧表
資料	1-8	消防水利一覧表
資料	1-9	防火対象物一覧表

## 第4節 避難対策

### 1 避難場所等の種別と役割

災害対策基本法に基づき、切迫した災害の危険から逃れるための「緊急避難場所」と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための「避難所」をあらかじめ指定することとなり、町は、従来区分の「広域避難場所」、「緊急避難場所」「避難施設」及び「津波避難ビル」のすべてを指定緊急避難場所として指定し、そのうち「避難施設」は、指定避難所としても相互に兼ねて指定。なお、上記の指定がなされても、避難場所等の性格、用途に変更は無いので、従来区分の名称「広域避難場所」、「緊急避難場所」「避難施設」及び「津波避難ビル」は引き続き使用するものとします。

区分	避難場所の性格、用途	指定主体	具体的な場所
指定緊急避難場所	異常な現象の種類ごとに政令で定める基準に適合した安全が確保できる場所または施設	国の定める基準により町が指定	広域避難場所、緊急避難場所、避難施設、津波避難ビルすべてを指定
広域避難場所	大火災の発生という最悪の状況下で、火災が延焼拡大しても輻射熱や煙に冒されることなく安全が確保できる場所	町が指定	各小学校グラウンド及び教育センター駐車場
緊急避難場所	災害の発生により、まず避難して、災害の状況と住民同士の安否を確認し、地域内で助け合う拠点となる場所	町が指定	主に町内の公園等
避難施設 (指定避難所)	災害に伴い家屋の倒壊、焼失により帰宅できない被災者が臨時に生活を行う収容施設	町が指定 (国の定める基準により町が指定)	主に町内の会館、保育園及び小学校の体育館等
津波避難ビル	津波浸水予測区域内において、住民等が一時若しくは緊急避難・退避する施設	町が指定	沿岸地区の3階以上の建物から指定

#### (1) 指定緊急避難場所

災害が発生した場合に安全かつ迅速な避難を行うため、災害対策基本法第四十九条の四に基づき政令で定める基準に適合する場所または施設であり、異常な現象の種類ごとに定めるもので、湯河原町として以下の避難場所等を指定する。

##### ア 広域避難場所

町では、「神奈川県大震火災避難対策計画」に基づき、火災が延焼拡大したとき、その輻射熱や煙から生命・身体を守るために避難する場所として、今後も整備に努めます。

##### イ 緊急避難場所

災害により家屋の倒壊・焼失などの被害を受けた住民又は被害を受けるおそれがある住民を一時的に避難させる場所であり、現在、主に町内の公園を指定していますが、今後も、地域の状況を考慮して整備に努めます。

## ウ 避難施設

緊急避難場所と同様に、災害により家屋の倒壊・焼失などの被害を受けた住民又は被害を受けるおそれがある住民が避難する施設であり、風水害時のように災害箇所が限られている地域において使用するときや、また、地震等の大規模災害時においては、高齢者、障がい者等の要配慮者を優先的に避難させることとします。現在、主に町内の会館、保育園及び小学校の体育館を指定していますが、今後も、地域の状況を考慮しながら整備に努めます。

## エ 津波避難ビル

地震発生から比較的短時間で津波の来襲する津波浸水予測区域内において、避難困難者となる可能性の高い地域住民、旅行者等を対象とした一時退避のための施設で、今後も、民間事業者、民間ビルの管理者の協力を得て整備に努めます。

### (2) 指定避難所

災害対策基本法第四十九条の七に基づく指定避難所は、住居等の喪失などが発生した被災者を収容保護し臨時的に生活を営む施設です。町は災害時に、被害状況に応じて指定避難所を開設します。

また、町は高齢者、障がい者等の要配慮者を収容するための施設として、設備、体制が整った社会福祉施設等を福祉避難所として活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の協定の締結に努めます。

## 2 避難場所等の確保及び整備

町は、避難者の安全対策を推進するため、事前に指定緊急避難場所及び指定避難所を指定、確保するとともに、その施設等の整備を図ります。県立施設や民間施設等を避難場所として指定する場合は、協定等の締結により、施設管理者との役割分担の明確化を図ります。

なお、避難所の整備は、避難の長期化に備え、高齢者、障がい者等の要配慮者へのケア、避難者のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に十分配慮することに努めます。

また、町単独では避難場所の確保が困難となったときや二次災害発生の危険があるときに、町域を越えた広域的な避難の支援ができるよう、県と協働して体制の整備を図ります。

町は、県と連携し、大規模停電や計画停電を想定して、避難所に指定されている施設への太陽光発電その他の再生可能エネルギー等の導入を推進します。



### 3 避難計画の策定

町は、災害時に安全かつ迅速に避難誘導が行えるよう、あらかじめ、次の事項に関する避難計画を策定します。

- (1) 避難準備情報、避難勧告及び避難指示を行う基準
- (2) 避難準備情報、避難勧告及び避難指示の伝達方法
- (3) 避難地への経路及び誘導方法
- (4) 避難地の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- (5) 避難の心得及び知識の普及啓発に関する事項

### 4 避難所の運営

町は、避難所開設・運営マニュアルに基づき、男女のニーズの違い等の男女双方の視点などに十分配慮するほか、自主防災組織等の地域住民を中心として避難所運営組織を設置し、避難所の円滑な運営を行います。

### 5 住民への周知

町は、災害時に安全かつ迅速に避難が行えるよう、地域内の避難場所、避難経路及び避難指示方法について、あらかじめ住民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性について周知するよう努めます。

また、観光客や外国人等にもわかりやすい避難所案内板、表示板の設置に努めます。

### 6 避難訓練

町は、避難場所への避難訓練を実施し、災害時に円滑に避難できるように努めます。

### 7 帰宅困難者（滞留者）等対策

町は、発災時における帰宅困難者（滞留者）等のため、鉄道事業者、警察と協力して誘導に努めます。

また、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則を住民、企業、学校、関係団体等に対して周知を図り、一斉帰宅抑制の徹底を促します。

海上を利用した避難対策として、福浦漁業協同組合、第三管区海上保安本部及び自衛隊と連携した体制を整えるよう努めます。

交通機関の復旧が遅れた場合には、必要に応じ湯河原温泉旅館協同組合との「災害時における避難収容施設等の提供に関する覚書」に基づき、帰宅困難者（滞留者）等の避難場所確保等の協力要請をします。

また、避難場所の更なる確保のため、関連機関と協定締結に向けた協議を行います。

企業等が従業員などを一定期間事業所等内に留めるために必要となる水、食料、物資等の備蓄や事業所建物の耐震化、大型の什器・備品の転倒防止の促進を図ります。

町は、帰宅困難者用の一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における非常食等の計画的な備蓄を進めます。

町は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や発災時の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から鉄道事業者等との連携を強化します。また、鉄道事業者との情報伝達体制を確保するとともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるよう、対策の検討を行います。

町は、関係機関の協力を得て、帰宅困難者用の一時滞在施設の迅速な開設、開設状況の広報、運営管理のための訓練を実施します。

## 8 応急仮設住宅

町は、災害時における応急仮設住宅の迅速な供給や設置運営を円滑に実施するため、津波にも配慮した建設可能地の調査を行い、建設可能な土地のデータ収集を図ります。

また、応急仮設住宅の建設、入居基準、運営等のマニュアルを作成し、県との協力関係を明確にし、災害に備えます。

## 9 ペット対策

町は、避難所におけるペットの扱いについては、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題などから、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所運営マニュアルに位置づけます。

- 資料 4-16 災害時における避難収容施設等の提供に関する覚書（湯河原温泉旅館協同組合）
- 資料 4-17 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書（株式会社ユニマットそよ風）
- 資料 4-18 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書（生活保健協会）
- 資料 4-19 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書（湯河原ゆうゆうの里）
- 資料 4-20 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書（シーサイド湯河原）
- 資料 4-21 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書（ジェイコー湯河原病院）
- 資料 4-22 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書（株式会社スタディー）
- 資料 4-23 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書（株式会社ツクイ）
- 資料 4-24 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書（社会福祉法人湯河原福祉会）
- 資料 4-25 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書（株式会社らいふ）
- 資料 4-26 災害時における避難収容施設の使用に関する協定書（ミモザ株式会社）
- 資料 4-27 災害発生時等における帰宅困難者避難所として使用に関する協定（湯河原町商工会）
- 資料 4-28 大規模災害時における住民等のための協力に関する協定書（神奈川県市町村職員共済組合）
- 資料 4-29 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定書
- 資料 2-23 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

## 第5節 要配慮者に対する対策

- 1 要配慮者の把握及び避難行動要支援者名簿の作成
  - (1) 町は、在宅の高齢者、障がい者、妊産婦、難病患者、人工透析患者、児童、乳幼児等の要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する「避難行動要支援者」を把握し、避難の支援、安否の確認、その他、生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（避難支援等）を円滑に実施するため、「避難行動要支援者名簿」を作成します。
  - (2) 町は避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する事項を記載し又は記録します。
    - ① 氏名
    - ② 生年月日
    - ③ 性別
    - ④ 住所又は居所
    - ⑤ 電話番号その他の連絡先
    - ⑥ 避難支援等を必要とする事由
    - ⑦ 避難支援等関係者への名簿提供の有無
    - ⑧ 前に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項
  - (3) 避難行動要支援者名簿に掲載される者の範囲は、生活の基盤が自宅又は居所が湯河原町内にあり次の要件に該当する者
    - ① 要介護認定3～5を受けている者
    - ② 身体障がい者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障害のみで該当するものは除く）
    - ③ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
    - ④ 精神障がい者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
    - ⑤ 県の生活支援を受けている難病患者
    - ⑥ 自ら避難行動要支援者名簿への記載を希望する者、若しくは家族等により記載を希望する者。
    - ⑦ 上記以外で自治会が支援の必要を認め、本人又は家族等の承認を得た者。  
なお、町内の社会福祉施設に入所している者や長期入院患者については、各施設関係者等による避難行動計画に沿った避難行動となることから、避難行動要支援者名簿への対象としません。
  - (4) 町は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な範囲で避難行動要支援者に該当する者を把握するために、町の関係部局で把握している要介護高齢者

や障がい者等の情報を集約します。また、町内に在住、居住する難病患者に係る情報等については、県を通じて情報提供を得るものとし、その際には法に基づく依頼又は情報提供であることを書面をもって明確にします。

- (5) 避難行動要支援者の避難支援にはマンパワーが不可欠であり、避難支援等関係者への名簿情報の提供が必要になります。避難支援等関係者は、湯河原町消防本部（消防団を含む）、神奈川県警察、民生委員、湯河原町社会福祉協議会、自主防災組織とします。

## 2 避難行動要支援者名簿の更新と情報共有

町は災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者にあらかじめ避難行動要支援者名簿を提供します。

ただし、あらかじめ名簿情報を提供することについて本人（親権者や法定代理人等）の同意が得られない場合は、この限りではありません。

- (1) 避難行動要支援者名簿の状況は常に変化するため、新たに町に転入してきた要介護認定者、障がい者等や、新たに認定を受けた者などの把握に努め、避難行動要支援者名簿を必要に応じて更新し、名簿情報を最新の状態に保つよう努めます。転出や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除します。また、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も避難行動要支援者名簿から削除します。
- (2) 避難行動要支援者名簿には、氏名や住所などの秘匿性の高い個人情報も含まれるため、町は総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、適正に管理することはもちろんのこと、あらかじめ避難支援等関係者に提供される避難行動要支援者名簿は、該当する地域の避難支援等関係者に限り提供することなど、名簿の管理を明確化します。また、町は避難支援等関係者に名簿の管理を施錠可能な場所への保管を行うよう指導し、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていること、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること、個人情報の取扱いに関する研修を開催すること等、避難行動要支援者の個人情報保護を図ります。

## 3 避難対策

- (1) 町は、災害発生時に避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難できるように、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令及び伝達に当たっては要配慮者にも分かりやすい言葉や表現を用いて行うとともに、混乱や混同を避けるため、必要な情報を選んで流すなど、その情報伝達について、特に配慮します。

- (2) 町は、災害発生時に避難行動要支援者の避難誘導を優先して行うため、避難支援等関係者、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に搬送等が行えるよう努めます。また、避難行動要支援者への避難支援を行うためには避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となります。そのため、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮した上で避難支援を行っていただくものとします。
- (3) 町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人が災害発生時に迅速かつ的確な行動ができるよう、やさしい日本語や多言語による広報の充実に努めます。また、広域避難場所、避難標識等の災害に関する表示板の多言語化、外国人を含めた防災訓練、防災教育、外国人の雇用または外国人との交流機会の多い企業、事業所等に対する防災教育等の指導、支援を行います。
- (4) 町は、保育園について、園児の生命身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え、迅速に対応できる保護及び避難誘導対策を講ずるものとします。

#### 4 避難支援

- (1) 町は、避難所において、要配慮者が安心して生活ができるよう支援体制の整備に努めます。
- (2) 町は、現在指定されている避難所を、要配慮者が安心して生活支援が受けられるよう整備に努めます。
- (3) 町は、要配慮者の二次的避難所として、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ施設管理者と災害時の協定締結に努めます。その際、福祉避難所としての指定について調整します。
- (4) 町は、要配慮者に配慮した構造、設備を備えた応急仮設住宅の設置に努めるとともに、要配慮者が早期に入居し、安心して生活が送れるよう配慮します。

#### 5 社会福祉施設等の対策

町は、社会福祉施設等の管理者に対し、平素から施設の職員や利用者に、地震災害等に関する基礎的知識や災害時対応についての理解や関心を深めるため防災教育を実施するよう要請します。

また、災害発生時に迅速かつ的確な対応が行えるよう防災組織を強化するとともに、町との緊急連絡体制の確保や地域住民、自主防災組織等の避難支援関係者との連携を図るよう要請します。

## 6 カウンセラーの育成

町は、避難所において、住民が精神的な苦痛や悩みの解決又はストレスの解消が図れるよう、カウンセラーの育成に努めます。

### 資料 2-6 要配慮者利用施設一覧表

## 第6節 飲料水、食料及び生活必需物資等の供給対策

### 1 備蓄物資の基本的な考え方

災害発生時、被災地域においては道路寸断等により流通機能が停止し、外部からの救援物資が届き難しくなります。そのような状況に対応するため、平時から各家庭において3日以上分の食料・飲料水及び生活に必要な物資を備えておくことが大切です。

町は、家屋の倒壊などにより多数の避難者の発生が予測されることから、非常用食料、生活必需品及び災害応急対策に必要な資機材を計画的に購入し、備蓄します。

### 2 食料、飲料水

(1) 各家庭において平時から3日分の食料及び飲料水を備蓄するよう自主防災組織及び自治会を通じて周知・啓発します。

町は、住民等の備蓄を補完するため、避難者、帰宅困難者及び災害対策に従事する職員の3日分の食料を備蓄します。

(2) 町が備蓄する品目は、アルファ米及びクラッカー等とし、役場付近に集中して保管するとともに、小学校等の防災拠点となる避難施設等に分散して保管します。また、乳幼児対策として粉ミルクを保健センターに備蓄します。

(3) 精米、おにぎり、弁当及びパン等の食料品は、協定を締結している町内の業者を通じて確保します。

(4) 在宅避難者については、当面の食料（3～4日分）は自宅にあるものと考え、それ以降の食料については物流が回復するまでの間、町が配給します。

(5) 発災後に当面必要な飲料水（3ℓ／人・日）を確保するため、配水池に緊急遮断弁を設置するとともに配水管の耐震化を進めます。

更に、宮下簡易水道組合及び城堀簡易水道組合に対し、災害時の飲料水確保について要請します。

【配水池緊急遮断弁設置状況】

平成 27 年 4 月現在

配水池名称	容量(m <sup>3</sup> )	緊急遮断弁設置状況
第 1 配水池	650	
第 2 配水池	750	
城ヶ尾配水池	50	
上野配水池	3,000	設置済
丸山住宅配水池	10	
国見配水池	5	
西山配水池	300	設置済
丸山配水池	200	
大伊豆配水池	50	
孫込配水池	280	
神谷配水池	30	
黒石配水池	2,500	設置済
鍛冶屋配水池	200	
南郷配水池	700	
前栗場配水池	1,000	
細沢配水池	8	
兔沢配水池	300	
川堀配水池	500	
福浦配水池	600	設置済
枇杷窪配水池	100	
白沼田配水池	500	
前栗場北部配水池	1,000	設置済
湯河原カンツリー倶楽部配水池	30	
尾崎配水池	1,000	設置済
計	13,763	



### 3 生活必需品

- (1) 被災者が避難所等での生活において必要となる毛布及び紙おむつなどの生活必需品を備蓄します。
- (2) 備蓄品目は毛布、アルミブランケット、紙おむつなどとし、また、生理用品等についても必要量を備蓄します。
- (3) 下着、タオル、カセットコンロ用ガスボンベ及び乾電池等は、協定を締結している町内の業者から調達します。

### 4 医薬品及び医療用資器材

町は、応急救護のため救急医療品セットを各広域避難所に配備します。  
また、災害時には「医薬品等の調達に関する協定書」に基づき、公益社団法人小田原薬剤師会を通じ必要な医薬品等を確保します。

### 5 資機材等

救出活動及び避難所運営等、地域における応急対策活動に必要な資器材を備蓄します。

#### (1) 電気・照明器具

災害対策本部及び避難所等の停電に対応するため、発電機、投光器及び必要な電気資材を備蓄します。

#### (2) 避難生活用品

避難所生活に必要な避難ルーム、炊き出し用資器材及び簡易トイレなどを備蓄します。

#### (3) 救助、運搬器材

救助に必要なスコップ、つるはし、チェーンソー及び鉄筋カッターなどを備蓄するとともに負傷者の運搬等に必要なタンカ、リヤカーを備蓄します。

なお、詳細については、「備蓄計画」を参照とします。

資料 2-7 町内プール整備状況表

資料 2-8 町防災倉庫設置状況表

資料 4-30 災害時における支援協力に関する協定書（マックスバリュ東海株式会社）

## 第7節 医療・救護・防疫対策

### 1 医療活動拠点と救護活動の体制

町は、医療救護活動を行う救護所をあらかじめ指定するとともに、医師会等関係団体と連携を図り、医療救護班の組織体制充実のため、医師及び看護師の確保に努めます。

医療本部	臨時医療救護所
湯河原町保健センター	湯河原小学校保健室
	吉浜小学校保健室
	東台福浦小学校保健室

### 2 広域火葬体制の強化

県は、県下の火葬場設置市町村間等における相互火葬応援体制の確立を支援し、さらに、近隣都県との広域的な相互火葬応援体制の確立を図ります。

また、公衆衛生上の危害発生を防止するため、県内の応急医療救護活動と連携しつつ、遺体の収容、保存、搬送手段の確保等に係る葬祭業者との協力体制の検討等を行い、円滑な火葬業務等の遂行を支援します。

これを受け、町では、神奈川県葬祭業協同組合及び（一社）全国霊柩自動車協会神奈川県支部と協定を締結し、体制を整えています。今後は、隣接市町との連携を強化し、広域的な火葬体制の整備を推進します。

また、災害時における遺体の処理を進めるため、小田原警察署と事前に協議するとともに、柩の調達、遺体の搬送、検視、情報管理、安置、火葬、埋葬等について体制を整えます。

### 3 防疫（感染症）対策

災害時においては、感染症が発生しないよう感染予防のための消毒など防疫活動を実施する体制づくりが必要です。

県は日常からの感染症の発生予防及びまん延防止のため、町との連携のもとに、患者への適切な入院の勧告、積極的疫学調査などを行っています。

町は、感染症の発生時には、県の指示に基づき、患者宅の消毒などを実施して感染防止、蔓延防止に努めます。また、感染症患者が発生したときは、平常時と同様の情報の収集・提供、患者の収容が円滑にできるよう、被災時に対応した連絡体制、搬送体制、医療体制を確保します。

さらに、町は、県保健福祉事務所や、被災地域内の関係機関の協力を得て、防疫（感染症）関係情報の収集に努めるほか、円滑な防疫活動ができる体制を確立し、防疫に必要な資器材及び薬剤の調達体制を整えます。

#### 4 保健福祉事務所との連携

県保健福祉事務所は、県医療救護本部と連携を図りながら、救護班（医療チーム）の地域への受入れや活動場所の指定を行うなど、地域における災害医療コーディネート機能を担い、管内の医療・保健活動の総合調整を行うこととされています。

町は、被災状況及び診療施設・救護所などの医療情報を収集・伝達するとともに、必要な派遣要請を行うなど、小田原保健福祉事務所と密接に連携しながら、迅速かつ的確な医療救護活動に努めます。

資料	2-9	町内医療機関一覧表
資料	2-10	町内保健薬局一覧表
資料	2-11	遺体処理施設
資料	4-31	災害時における霊柩自動車・棺等葬祭用品の供給等の協力に関する湯河原町と神奈川県葬祭業協同組合及び社団法人全国霊柩自動車協会との協定書

### 第8節 文教対策

#### 1 教育施設及び通学路等の安全性の確保

園児・児童・生徒（以下「生徒等」という。）が在園在校時に災害が発生するときに想定した教育施設・設備の安全性の確保が必要です。また、生徒等の通学路の安全性等の確保が必要です。

このため、町教育委員会は、教育施設・設備の耐震化を図るとともに、通学路の安全点検を行います。

#### 2 防災資機材等の整備

町教育委員会は、避難所として学校の果たすべき役割や学校教育活動との関係を明確にするとともに、町は、教育施設の被災に対応する防災資機材等の整備を行います。

#### 3 学校防災計画の充実

町教育委員会では、災害時における生徒等の安全確保を図るため、学校防災計画を作成していますが、より実効性のあるものとするため、避難・誘導・保護計画を定めます。また、学校及び教職員の果たすべき役割の明確化を図ります。

#### 4 防災教育の充実

町教育委員会は、各教科等を通して、災害の原因、危険性、安全な行動の仕方等を生徒等に理解させるため、防災教育指導資料及び津波の起こる仕組みや避難の仕方等をわかりやすく示した津波防災に関する指導資料等の作成や教職員に対する研修会を開催するなど防災教育の充実を図ります。

#### 5 防災訓練

各教育施設は、家庭・地域と連携した防災訓練及び避難訓練を実施します。

県教育委員会及び町教育委員会は、特別支援学校等の障害がある児童・生徒等の避難については、障害の状態をよく把握し、迅速に対応できる体制を整えます。

#### 6 文化財の保護

町及び町教育委員会は、文化財の震災対策を適切に実施するため、地域における文化財の所在情報に基づき、具体的な震災対策の検討を関係機関と連携して進めます。

### 第9節 緊急交通路指定想定路線、緊急輸送路等の確保対策

#### 1 路線の多重性・代替性の確保

災害時における応急活動に必要な物資、資機材、要員等を円滑に輸送するために、警察は、緊急交通路指定想定路線として防災拠点及び都市間を結ぶ主要道路をあらかじめ選定します。

また、県においては、復旧活動等における緊急輸送に対応するため、緊急輸送路を事前に指定し、他の路線より優先的に橋りょう等の耐震補強を進めます。

##### (1) 緊急交通路指定想定路線

路線名	区間
国道 135 号	早川口交差点から静岡県境までの間
県道 75 号 湯河原箱根仙石原	湯河原駅入口交差点から仙石原交差点までの間

##### (2) 緊急輸送路線

第1次路線：高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線

路 線 名	区 間
国道 135 号	早川口交差点から静岡県境までの間
県道 75 号 湯河原箱根仙石原	湯河原駅入口交差点から仙石原交差点までの間

第2次路線：第1次緊急輸送路を補完し地域的ネットワークを形成する  
路線及び市町村庁舎等に連絡する路線

路 線 名	区 間
県道 740 号 小田原湯河原	小田原市根府川～湯河原町吉浜
町道中央 21/57 号線	県道 75 号 [湯河原箱根仙石原] 交点～湯河原町役場

## 2 輸送路情報伝達方法の拡充

地震等による被害が発生し又は発生しようとしているときにおいて、緊急交通路指定想定路線等を迅速に確保するためには、広域的な交通規制を迅速に行うほか、運転者に対する交通情報の提供を的確に行うことが必要になります。

このため、警察では、道路管理者等関係機関・団体との連携を密にするなど道路状況の正確な把握に努めるとともに、広域的な交通規制を行うための災害用信号機、交通監視カメラ、移動式の交通情報表示システム（サインカー）等を導入し、また、信号機、情報板等の道路関連施設などの耐震性を強めるとともに、災害時の信号機、交通情報板等の機能を確保するために、自動式発電機の設置を進めます。

## 3 緊急通行（輸送）車両の事前届出の推進

町は、警察の協力を得て緊急交通路指定想定路線における緊急通行（輸送）車両の事前届出手続の推進を図り、当該車両が発災時に円滑に運行できるよう、平常時から緊急通行（輸送）車両事前届出制度の活用を進めます。

## 4 ヘリポート等の整備

ヘリコプターの持つ機動性は、緊急時に特に威力を発揮します。県及び町は、ヘリポート施設の耐震性を高めるとともに、大型ヘリコプターの離着陸が可能なオープンスペースの確保を積極的に進めていきます。また、緊急医療を要する被災者の受入病院とアクセスできるよう、ヘリコプター臨時離着陸場の確保にも努めていきます。

さらに、災害時に実際に利用できるよう、誘導案内施設の整備を行うとともに、これらの地図情報を、自衛隊を含め応援協定を結んでいる自治体に事前に配布しておきます。

県が指定しているヘリコプターの臨時離着陸場は現在 32 箇所、県内の市町村が独自に準備している臨時離着陸場は 311 箇所です。町では、下記に示すとおり 7 箇所を指定しています。

**【町指定ヘリコプター臨時離着陸場】**

名 称	所 在 地	発着場面積
湯河原小学校グラウンド	宮上 11	5,400 m <sup>2</sup>
吉浜小学校グラウンド	吉浜 1300	2,600 m <sup>2</sup>
東台福浦小学校グラウンド	吉浜 216	2,800 m <sup>2</sup>
桜 木 公 園	土肥 5-6	3,400 m <sup>2</sup>
総 合 運 動 公 園	吉浜 1987-8	22,000 m <sup>2</sup>
湯 河 原 海 浜 公 園 ( 芝 生 広 場 )	門川 11	7,890 m <sup>2</sup> (加重限度 3t)
熱 海 市 泉 公 園	熱海市泉 72-1	10,600 m <sup>2</sup>

5 復旧資機材の備蓄と整備

大規模災害が発生したとき、道路の不通箇所が多数発生することが予想されます。このため、緊急交通路指定想定路線の確保に向けた幹線道路の事前の防災対策が必要になります。

町は、被災したときを想定し、応急復旧のための資機材を事前に備蓄するとともに適切な整備を行います。

また、災害時における建設業者等との協力体制の充実・強化を図るとともに、道路管理者相互の連携強化に努めます。

**第 10 節 建築物等対策（危険度判定、応急修理）**

1 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成

地震発生後、余震等による被災建築物の倒壊や落下物等及び降雨による宅地の崩壊がもたらす二次災害を防止し被災住民の不安を解消するため、応急危険度判定や被災宅地危険度判定が必要となります。

このため、迅速な判定活動が行えるよう、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び体制整備を進めます。

## 2 災害補償制度の維持と資機材の整備

災害時に応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士が安心して任務を遂行できるよう、町は、県と協力して応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の災害補償制度の維持を図るとともに、判定資機材を整備します。

## 3 判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成

災害時に迅速な判定活動が行えるよう、町は、県と協力して想定される地震に対応したシナリオを準備するとともに、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の指揮・監督等を行う判定コーディネーター及び宅地判定調整員の養成に努めます。

## 4 相互支援の体制整備

町は、阪神・淡路大震災の経験から、応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣に対しては、広域的な支援体制が不可欠であるという認識に基づき、県内市町間相互の協力体制構築に努めます。

## 5 応急修理

災害救助法が適用されたとき、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は県が行います。県からの事務委任の通知を受けたときは、町がこれを実施します。

町は、応急仮設住宅の建設可能地を把握し、関係団体との協議を深め、発災時における供給体制を確立します。さらに、応急仮設住宅の建設、入居基準、運営等のマニュアルを作成し、町と県の役割分担と協力関係を明確にし、災害時に備えます。

## **第11節 ライフラインの応急復旧対策**

### 1 上水道対策

水道事業者は、災害に備え、主要水道施設の耐震化や非常用電源装置の整備及び緊急遮断弁の設置等の整備を進め、また、応急復旧用資機材を計画的に準備します。

町は、災害時における応急復旧を迅速に行うため、「日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書」及び湯河原町管工事協同組合と「災害応

急工事に関する業務協定」を締結し、水道事業者等との相互応援体制を整えています。

また、これらの応援受入れや復旧活動についてのマニュアルを整備しています。

## 2 下水道対策

町は、管渠及び浄水センターの「復旧活動マニュアル」を整備するとともに、復旧用資機材の備蓄強化に努め、災害時には、まず汚水を排水する機能を確保し、被害の程度に応じて汚水の処理水質を段階的に向上させ、下水道の機能を早期に復旧するよう対策をさらに進めます。

## 3 電気及びガス対策

東京電力（株）小田原支社、湯河原瓦斯（株）及び（公社）神奈川県 LP ガス協会小田原支部は、復旧過程での二次災害の発生を防止するため、各事業者において、住民に対して復旧状況や安全確認についての広報を徹底するとともに、各事業者間や町災害対策本部などとの相互の情報連絡体制を整備し、連携を図りながら復旧するよう対策を進めます。

## 4 電話・通信対策

東日本電信電話（株）神奈川事業部は避難所に、罹災者が利用する特設公衆電話の設置に努め、株式会社NTT ドコモは、防災関係機関等の通信の確保を図るため災害対策用移動機を貸出しするとともに、災害復旧体制を確立し、回線の早期復旧を図ります。町は、前記の特設公衆電話を設置するための事前工事を計画的に実施します。

また、災害発生直後は、電話が混み合い、被災地との安否確認等が困難になることが考えられるため、東日本電信電話（株）は災害用伝言ダイヤル「171」等の運用を開始し、携帯電話事業者等の電気通信事業者では、災害用伝言板の運用を開始します。

なお、提供条件等については、報道機関（テレビ、ラジオ等）を通じて周知します。

資料 4-32 日本水道協会神奈川県支部災害相互応援に関する覚書

資料 4-33 災害応急工事に関する業務協定書（湯河原町管工事協同組合）



## 第12節 広域応援体制等の拡充

町は、多様な被災場面を想定した広域応援体制の拡充に努めています。

発災時における人的、物的資源を確保するため、県や自衛隊と連携するとともに現在協定を締結している近隣自治体及び民間関係機関等と応援内容や医薬品、食料、生活必需物資等の調達が円滑に行えるように協定内容の充実を進めます。

また、被災市町村単独では十分な応急対策や復旧対策が実施できない場合に、地域県政総合センター単位の地域ブロック内の市町村間及び地域ブロック間で相互に連携し、迅速かつ的確な応援ができるよう、一層の連携強化を図るとともに、訓練等の実施を通じ、体制の検証を行います。

### 1 陸上自衛隊の災害派遣等担任部隊

	担任部隊	所在地	電話番号
1	第1高射特科大隊（駒門）	御殿場市駒門5-1	0550(87)1212 内431,432
2	東部方面混成団（武山）	横須賀市御幸浜1-1	046(856)1291 内420

### 2 応援受入体制の確立

町は、広域応援活動拠点への広域応援部隊の円滑な受入れのための設備の整備を進めます。

この際、使用できる施設等をあらかじめ「広域応援活動拠点候補地」として定めます。

#### 【広域応援活動拠点候補地】

施設名	所在地	施設名	所在地
町民体育館及び湯河原町教育センター駐車場	中央2-21-1	湯河原小学校	宮上11
湯河原中学校	吉浜1576	吉浜小学校	吉浜1300
湯河原町総合運動公園	吉浜1987-8	東台福浦小学校	吉浜216
幕山公園及び公園駐車場	鍛冶屋		

### 3 情報の共有化等

町は、県及び広域応援部隊、防災関係機関等と情報の共有を図り、また、応急活動用備蓄資機材の配分方法等について効率的に運用できるよう検討します。

### 4 応援機関との連携の強化

町は、各応援機関等と連携して、図上演習等の実践的訓練を実施し、計画の検証を図るとともに、関係者間での業務分担を整理し、担当業務への精通を図ります。また、他の自治体との相互応援協定の締結を拡大するとともに、応援活動を確保するため、特殊施設、器具の整備を進めます。

### 5 ボランティアの受入体制の整備

町は、発災時における国内・外からのボランティアの支援申入れが適切に活かされるよう、社会福祉法人湯河原町社会福祉協議会と「災害時における相互協力に関する協定」を締結し、体制を整えています。

町は、ボランティア運営関係機関、団体と連携の上、マニュアル作りや受入体制等の更なる整備推進を図ります。

- 資料 4-13 災害時における物資の輸送等に関する協定
- 資料 4-34 地震等災害時の相互応援に関する協定
- 資料 4-35 湯河原町と豊島区との非常災害時における相互応援に関する協定
- 資料 4-36 湯河原町と立山町との非常災害時における相互応援に関する協定
- 資料 4-37 湯河原町と三原市との災害時における相互応援に関する協定
- 資料 4-38 県西地域広域市町村圏災害時における相互援助に関する協定書
- 資料 4-39 全国梅サミット協議会加盟市町災害時相互応援協定書
- 資料 4-40 災害応急工事に関する業務協定書（湯河原町建設振興会）
- 資料 4-41 災害時における相互協力に関する協定書（湯河原町社会福祉協議会）
- 資料 4-42 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定（神奈川県市町村会）

## 第13節 自主防災組織の充実

町では、住民一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆の地域は、皆で守る。」ことを認識してもらうために、各地区（11区）の自主防災組織と連携をとり防災思想の普及に努めています。

また、町は災害時には大きな役割が期待される防災ボランティアの活動環境の整備に努めます。

### 1 自主防災組織の育成等

町では、自主防災組織の育成、強化を図るため、自主防災組織役員に対して県総合防災センターの研修を受講してもらい、地域の防災リーダーとして活動してもらっています。

また、自主防災組織の実践強化を図るため、計画的に防災資機材の整備を行います。さらに、災害時の避難誘導を円滑かつ安全に行うため、避難経路の事前確認に努めるほか、地域内の高齢者・障がい者等に対する安否確認、避難誘導、救助等の避難活動を支援するため、日ごろから地域でのコミュニケーションを図ってもらいます。

### 2 消防団の機能強化

町は、消防団への現役世代や高校生・大学生などの若い人々の入団や、女性防火団体等への参加を進めるため、住民や事業者に対し、地域防災や消防団活動の重要性に関する普及啓発に努めるとともに、将来の消防団活動を担う児童・生徒などの地域防災に関する理解促進を図ります。

また、消防団員の確保及び資機材等の整備を進め、消防団の充実強化に努めます。消防団員に対する教育訓練を県消防学校で実施するほか、消防団の資機材整備や訓練の充実に努めます。

### 3 災害ボランティアの養成及び支援

町は、災害時におけるボランティアの需給調整を行うボランティアコーディネーターの養成を、ボランティア団体のネットワーク組織等と協働して実施します。

#### (1) 災害ボランティアの支援

町は、災害発生時にボランティア団体が相互に連携して救援活動ができるよう、平常時から、情報提供や相談などの支援を行います。

町は、関係機関・団体等の協力のもと、災害ボランティアセンターを開設し、災害ボランティアの受入体制及び活動環境の整備、ボランティアニー

ズの把握及び各ボランティア団体への情報提供等について、あらかじめ、地域防災計画の中で明確に定めるよう努めます。

また、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、平常時における登録、研修、災害時における活動の受入窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図ります。

#### (2) ネットワークづくりの推進

町は、平常時から災害ボランティア団体や地域住民等との協働による災害ボランティアセンターの設置・運営の訓練の実施等を通じて、発災時を想定した連携協力体制づくりに努めます。

#### 4 企業の防災力向上

企業は、地域社会の一員として、災害時における役割を十分認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災力向上の推進に努めるものとします。

### 資料 2-12 自主防災組織表

#### 第14節 防災知識の普及

町は、災害時の被害を軽減させるために「自らの身は、自ら守る。皆の地域は、皆で守る。」ことを一人ひとりが自覚して行動しなければならないことを日ごろから啓発するとともに、次のとおり町職員及び住民に防災知識の普及を図ります。

##### 1 町職員に対する普及

町職員に対して、平常時から災害時における役割と業務の習熟を図るため、災害時職員行動マニュアル等を作成、配布し、より一層の周知徹底を図ります。

##### 2 住民に対する普及

町は、各種普及啓発資料の作成・配布、広報紙・各種報道媒体の活用、研修会、講演会等の開催や防災訓練を通じて、住民に対する防災知識の普及を図ります。

特に、3日分の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品の準備、耐震診断、耐震補強、家具の転倒防止、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止対策、窓ガラスの飛散防止等の実施、消火器、風呂への水の確保、住宅用火災警報器の設置等火災予防対策、災害時の家族の連絡体制及び行動についてのルールづくりなど、家庭での予防・安全対策、災害時行動について周知を図ります。

県の作成した新たな津波浸水予測図を踏まえた、津波情報看板やハザードマップを作成し、住民等へ継続的に周知を図ります。

津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえて、津波警報、避難指示、津波浸水想定の数値等の意味や内容、徒歩避難の原則、防災に関する様々な動向や各種データ等について、各種媒体を活用し住民等にわかりやすく継続的に周知します。

また、要配慮者等への十分な配慮や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう広報や研修会等を通じて防災知識の普及に努めます。

被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度である地震保険について、その制度の普及促進に努めます。

### 3 社会福祉施設における防災教育の推進

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や利用者に対して、地震災害等に関する基礎的知識や災害時対応について、理解や関心を深めるための防災教育を推進します。

### 4 液状化対策及び耐震診断・耐震改修の普及啓発

町は、住民の耐震相談に的確に対応できるよう、県、防災関係機関及び建築関係団体との連携を図りながら、耐震相談コーナーを充実、強化するとともに、耐震診断・耐震改修についての普及・啓発を図るための講習会等を開催します。

### 5 帰宅困難者に関する普及啓発

町は、大規模地震発生直後においては、救助・救急、消火及び緊急輸送などの応急活動を迅速に行う必要があることから、帰宅困難者の発生を抑制するため「むやみに移動を開始しない」という基本原則を住民、企業、学校、関係団体などへの周知を図り、対応の徹底を促します。

## 6 東海地震対策の普及啓発

町は、東海地震の予知に関する知識や東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報等の内容、予想される震度・津波に関する知識、東海地震に関連する情報や緊急地震速報等が出された場合あるいは地震発生時にとるべき行動、正確な情報の入手方法、津波・がけ崩れ等の危険地域、避難地・避難路、備蓄や家具の転倒防止対策、住宅の耐震診断・耐震補強等についての普及啓発に努めます。

## 第 15 節 防災訓練の実施

- 1 町は、地域防災計画の習熟、防災関係機関との連携強化、更には、住民等の防災意識の高揚等を図るため、大規模地震発生時を想定した避難、救助、消防、警備、通信、ライフライン復旧及び災害対策本部の指揮所訓練等の総合的かつ実践的な訓練を実施します。
- 2 町は、防災訓練実施の際には、地域において要配慮者を支援する体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。
- 3 町は、防災訓練の実施について、近隣都県、市町村間、防災関係機関との連携強化及び情報の共有化に努めます。